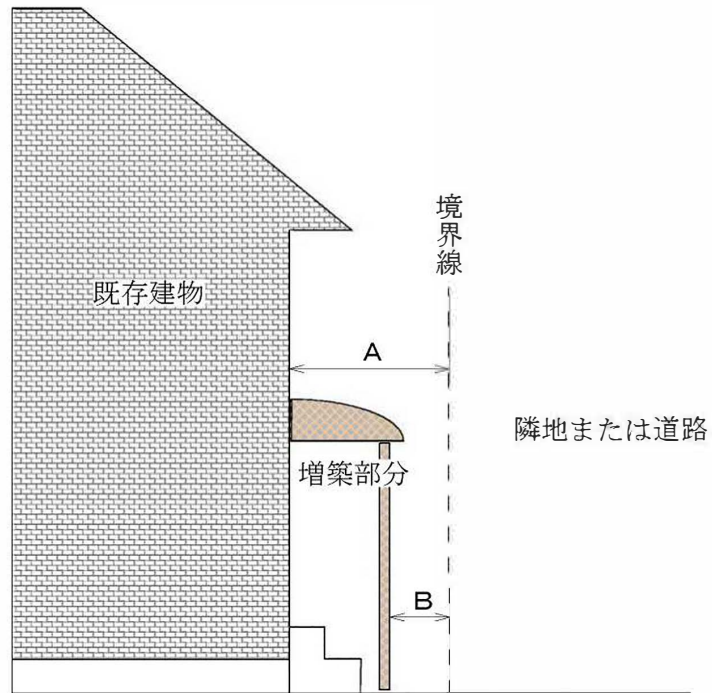


壁面の位置の制限

- ・増築を行う際、特に注意していただきたいこと



A：増築前の壁面の位置

B：増築後の壁面の位置

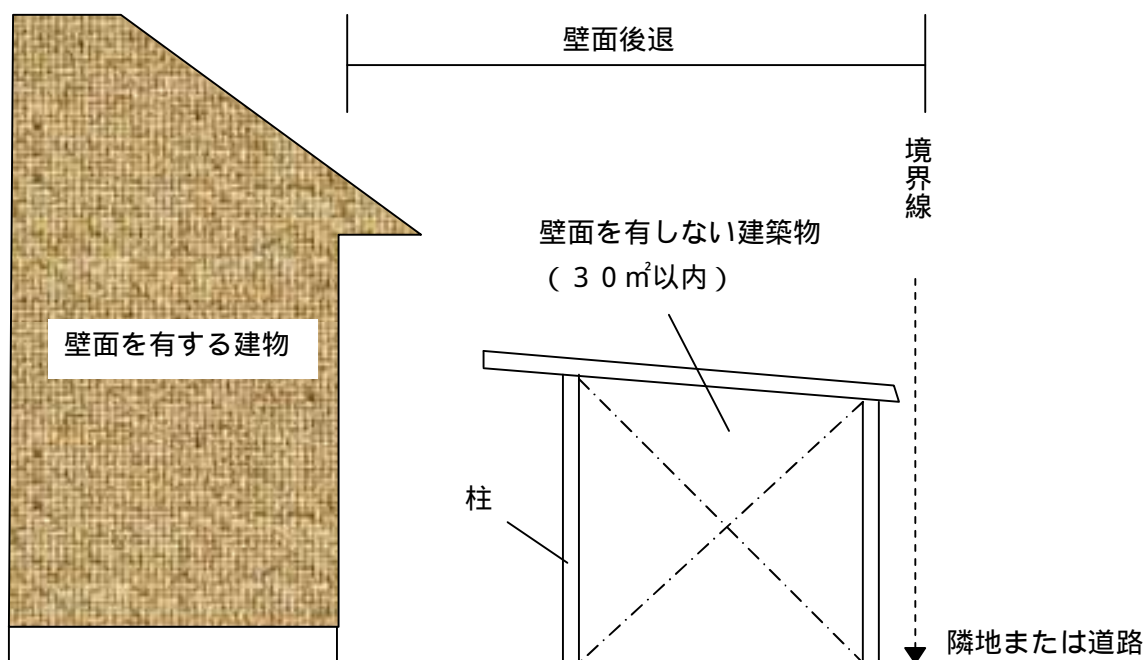
テラス、庇、サンルームなど、既存建物に接続して増築する場合、建築基準法上、小規模であっても建築物の壁面と見なされる場合があります。地区計画に特に定めのある場合を除き、Bは壁面の位置の制限を確保してください。

- ・カーポート、テラスなどはカタログのコピーを添付してください。
- ・車庫、物置などは規模により建築確認が必要な場合があります。ご注意ください。

壁面の位置の制限

・ただし書きに、床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分とある地区計画では以下を参考にしてください。

・壁面を有しない建築物（30㎡以内）は壁面後退の制限を受けません。



・壁面を有しない建築物の部分（30㎡以内）は壁面後退の制限を受けません。

